

のある、愛情の豊かな家庭であるとして受取られるようになった。気運はむいてきたのである。これを捉え、里親制度をこのような方向に変えていくのは、われわれの責任であ

貧困児童と家族手当

(イギリス)

何が貧困であるかは社会の安寧・幸福の水準と相関関係にあるが、公的扶助である補足的給付委員会が定める査定の基準、いわゆる貧困線が通常一応の目やすとなろう。しかしこの方法は、基準の引上げによって、実際の情況には何らの変化がないにもかかわらず、たちまち貧困者が増加するというパラドックスを含んでいる。

貧困にかんする数字は必然的に概括的なものであるが、1966年の夏には次のような数字が出ている。34万5,000の生活困窮家庭のうち、12万5,000世帯は父親がフル・タイムの

る。

Annette Wigod, Lets Ask the Middle Class,
Canadian Welfare, November-December, 1968

(前田ケイ 東京YWCA)



職にあるため社会保障の給付の適用を除外され、2万世帯は Wage stop であった。収入が必要を満たし得ない家庭の割合は家族の構成数につれて急激に増加する。1966年度の補足的給付の基準をとると、50万人の子どもを含む16万世帯の30%は、父親がフル・タイムの職にあろうと失業、疾病、Wage stop にあろうと、3人あるいは3人以上の子どもをもつ家庭である。これらの数字は現在では補足的給付の額の増加や賃金と関連させた疾病・失業給付の導入などの結果調整される必要があるが、これらの改訂も低賃金所得者の生活

を引きあげることはほとんどなかった。

給付の増額

現行の家族手当は第2子につき週18シリング、第3子以降の児童につき週20シリングが支給される。寡婦の扶養家族加給は第1子および第2子にたいして2ポンド5シリング6ペンスに引上げられ、他の給付の扶養家族加給も改訂された。しかし社会保障給付を受けている寡婦その他の人が当然いだいた増額の不公平への疑問にたいし、政府は、家族手当は特に補足的給付の水準以下にある一般勤労家庭を援助するもので、扶養家族加給のような社会保障給付は家族手当を補足するものでなくこれにかわるものである。また社会保障以外で収入を得ているものは、学校給食の値上りに応じなければならず、家族手当の増額は納税者の増加をもたらすものもある。というような納得のいかない理由を述べている。しかし過去において家族手当が増加した際に家族加給の額が対応的に低下してしまったことはなく、働く父親のいない家庭への給付を増額せず、父親が働いている家庭への給

付を増額してその差を改めるという理由はどこにもない。

家族手当増額の費用

家族手当の増額による費用は、税の取戻しや扶養および補足的給付の出費の節減によって、一見したほどには多くないであろう。この増額により新たに30万人が税の対象となった。家族手当適用の資格を有する400万家庭のうち、200万が給付を受けたのであるが、納税者と非納税者、裕福な者とそうでないものはこれによって表面的にわけられる。しかし貧困児童の問題の核心である非常に困窮している者とそうでない者とを選びわけることはできない。またその恩恵を受ける者の納税者に対する立場を失わせない注意が必要であり、また家族手当の増額において、子どもを持たない納税者がほとんどこれに関係せず、扶養児童を持つ家庭が増額のための税の取戻しによって、より貧しい家庭の分を負担するといったことは明らかに不公平である。社会保障給付を増加する有効な方法は、税金によらないで経済成長による国家の歳入の増加に

求めるべきである。

資産調査

市民の名誉を傷つけ、社会的利益を剥奪するような資産調査は非難すべきである。しかし市民の尊厳とプライバシーを守っておこなわれる資産調査は真に必要に迫られる者を発見し援助する社会正義の達成の最も有効な方法である。資産調査による家族手当の支給の施行は、低賃金にたいする公約基金による明らかな補助であり、暗に低賃金を是認するものであるという非難がある。しかし、低賃金の問題が家族手当の必要を促進したことは否定できないが、このような家族手当の施行が、低賃金の「是認」とは考えられない。資産調査が人びとの意欲をそぐというのはまったく反対で、かえってより高い賃金への意欲を持たせるものである。資産調査による家族手当は「持てる者」と「持たざる者」を区別し、子どもの必要を満たしえない父親の失敗をさらすものであるという説にたいしては、選別性こそ平等主義をすすめるものであるといいたい。補足的給付水準以下にある25万の

児童を含む推計8万の家庭にたいし、一児童当たり一週1ポンドの増額が少なくとも問題の解決に必要である。すべての児童に家族手当を週数シリング増額するよりも貧困家庭への給付に集中すべきであり、児童の年齢に対応した累進的給付の導入も可能であったであろう。所得税、法律扶助、奨学金などは困惑や人間の尊厳をそこなうことなく資産調査にもとづいて行なわれていることを考えるべきであり、その他の反対理由についても納得しがたいのである。真に困窮している児童のために、すべての児童に少しづつ何か与えるというやり方は、貧困児童の対策として、最もふさわしい方針とはいえないであろう。

負の所得税

所得税は必要への配分に要する歳入の増加の手段であるのみでなく、それ自体、扶養児童控除等の差引きによって社会給付をおこなっているのである。しかし、税の控除と社会保障給付の間には根本的な違いが見られる。税の控除は人が得た収入をそのまま保ち、従って勤労への意欲をもつのにたいして、社会

保障は富の再配分であって、人びとの勤労の意欲をくじく傾向がある。しかしこの二つの制度は、収入によってあるいは差引きあるいは附加するという方法で一つの制度に統一することが可能である。所得税に結びついた自動的であり、また柔軟性に富んだ児童手当の給付制度は、われわれの求める問題解決の方法となるであろう。負の所得税の施行について種々の反対意見がある。たとえば雇用主側の仕事の増加、失業者への支払いをどこが扱うか。手続きのための用紙記入の煩雑さなどであるが、いずれも思いすごしあったり、また解決できないものはない。

将来の社会保障

社会保障の全面的検討は緊急事である。ビバリッジの原則は基本的には未だに行なわれているが、賃金に関連させた給付や、また現在の悲観的な経済状態は給付の均一率の引上げに必要な歳入を当分まかなうことはできないであろうという一般の認識によって崩れてしまっている。25万の貧困家庭の児童の援助のために、400万家庭の児童の家族手当を両親の

資産や児童の必要のいかんにかかわらず増額する意味があろうか。貧困児童にかんする他の提案は、資源を困窮児童に、あるいは年齢と共に急速に費用のかさむ年長の児童に、あるいは疑いもなく最も費用のかかる第1子に集中することである。ポンドの切下げは社会保障で給付されるペニイの購買力を減じ、特に貧困線上にある多くの家族は一層悪くなつた。社会保障の機構は給付や手当のつぎはぎ細工となった。社会保障制度はまた賃金体系、賃金水準とくに低賃金との関連においてさらに研究されるべきである。われわれは今、三つの型の手当、社会保障給付(無税)、家族手当(課税)、所得税の扶養児童控除の統合を考えている。これらの撤廃は、資産調査、貧困家庭児童への無料の学校給食などによって人を傷けることなしに全児童のために少なくとも10億ポンドを無税で支出することができる。

1964年および66年度の、退職手当、児童の年齢を考慮した家族手当の累進的増加、新しい家族手当制度などの約束はどれも実施されず近い将来実施される様子もない。目下は、

物価高の時代にあって、貧困線以下の25万人の児童をいまだに抱えながら家族手当の基準の引上げをはかっているのが実状である。改革へのアクションが必要である。

(Alec Samuels, "Child Poverty and Family Allowances" *Social Service Quarterly*, Winter 1968-1969, The National Council of Social Service)

(山内 匠子 国際社会福祉協議会日本国委員会)